

第3 「地方法人税に係る加算税の取扱いについて」関係

平成27年2月13日付課法2-1ほか3課共同「地方法人税に係る加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 過少申告加算税の取扱い</p> <p>1～3 （省 略）</p> <p>（通則法第65条第6項の調査通知に関する留意事項）</p> <p>4 通則法第65条第6項に規定する調査通知（以下「調査通知」という。）を行う場合の同項の規定の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1)・(2) （省 略）</p> <p>(3) 調査通知後の修正申告書の提出が、次に掲げる場合には、調査通知がある前に行われたものとして取り扱う。</p> <p>① （省 略）</p> <p>② 調査通知後の修正申告書の提出が、平成12年7月3日付課法2-9ほか3課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）<u>（以下「法人税過少等指針」という。）</u>の第1の4(3)②若しくは③又は平成16年3月26日付課法2-7ほか3課共同「連結法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）<u>（以下「連結法人税過少等指針」という。）</u>の第1の3(3)②、③若しくは④による法人税又は連結法人税（連結所得に対する法人税をいう。）の修正申告書の提出に伴うものである場合</p> <p>③ （省 略）</p> <p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>（通則法第66条第1項の正当な理由があると認められる事実）</p>	<p>第1 過少申告加算税の取扱い</p> <p>1～3 （同 左）</p> <p>（通則法第65条第6項の調査通知に関する留意事項）</p> <p>4 通則法第65条第6項に規定する調査通知（以下「調査通知」という。）を行う場合の同項の規定の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1)・(2) （同 左）</p> <p>(3) 調査通知後の修正申告書の提出が、次に掲げる場合には、調査通知がある前に行われたものとして取り扱う。</p> <p>① （同 左）</p> <p>② 調査通知後の修正申告書の提出が、平成12年7月3日付課法2-9ほか3課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）の第1の4(3)②若しくは③又は平成16年3月26日付課法2-7ほか3課共同「連結法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）の第1の3(3)②、③若しくは④による法人税又は連結法人税（連結所得に対する法人税をいう。）の修正申告書の提出に伴うものである場合</p> <p>③ （同 左）</p> <p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>（通則法第66条第1項の正当な理由があると認められる事実）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1 (省 略)</p> <p>(<u>通則法第 66 条第 1 項、第 3 項、第 6 項、第 8 項又は第 9 項の更正等予知</u>)</p> <p>2 第 1 の 1 の取扱いは、<u>通則法第 66 条第 1 項、第 3 項、第 6 項、第 8 項又は第 9 項の規定を適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</u></p> <p>(<u>通則法第 66 条第 3 項の納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実等</u>)</p> <p>3 <u>通則法第 66 条第 1 項の規定に該当する場合において、第 1 の 3 に掲げるような事実があると認められるときは、同条第 3 項の「加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実のうち(……)納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるとき」に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(注) <u>通則法第 66 条第 7 項において準用する通則法第 65 条第 5 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合において、同号に規定する「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」は、通則法第 66 条第 2 項に規定する加算後累積納付税額には含まれないのであるから、当該事実に基づく税額は同条第 3 項の「納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額」に含まれないことに留意する。</u></p> <p>(<u>期限後申告書の提出又は決定があった場合における通則法第 66 条第 3 項の規定の適用に関する留意事項</u>)</p> <p>4 <u>通則法第 66 条第 1 項第 1 号に該当する場合には、期限後申告又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)は存在しないのであるから、その場合には、同条第 2 項に規定する加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実</u></p>	<p>1 (同 左)</p> <p>(<u>通則法第 66 条第 1 項、第 7 項又は第 8 項の更正等予知</u>)</p> <p>2 第 1 の 1 の取扱いは、<u>通則法第 66 条第 1 項、第 7 項又は第 8 項の規定を適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>については、その全てが、同条第3項の「申告、更正又は決定前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったこと」となることに留意する。</u></p> <p>（通則法第66条第5項の加重措置の適用に関する留意事項）</p> <p>5 第1の2の取扱いは、<u>通則法第66条第5項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>（通則法第66条第6項の規定の適用に当たっての留意事項）</p> <p>6 <u>通則法第66条第6項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、無申告加算税等（通則法第66条第6項第1号に規定する無申告加算税等をいう。以下6において同じ。）を課されたことがある場合に該当せず、通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合には、特定無申告加算税等（通則法第66条第6項第2号に規定する特定無申告加算税等をいう。以下6において同じ。）を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当しない。</u></p> <p>(2) <u>被合併法人の各課税事業年度の地方法人税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、これらの無申告加算税等又は特定無申告加算税等が合併法人の行為に基因すると認められるときに限り、当該合併法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>また、連結納税の承認を取り消され、又は連結納税の適用の取りやめの承</u></p>	<p>（通則法第66条第4項の加重措置の適用に関する留意事項）</p> <p>3 第1の2の取扱いは、<u>通則法第66条第4項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>認を受ける前の各課税事業年度の地方法人税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、連結親法人であった法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 無申告加算税等又は特定無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合であっても、分割承継法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがある場合には該当せず、分割前の期間が含まれる分割法人の各課税事業年度の地方法人税について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合であっても、分割承継法人について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には該当しない。</u></p> <p><u>(3) 通則法第 66 条第 6 項第 2 号の「課税期間の初日の属する年」の前年中又は前々年中に開始した各課税期間（課税事業年度）が 1 年未満のものがある場合には、同項（同号に係る部分に限る。）の規定は、当該前年中に課税期間（課税事業年度）が開始した地方法人税のうちのいずれか及び当該前々年中に開始した課税期間（課税事業年度）の地方法人税のうちのいずれかについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するときに適用されるものであり、当該前年中及び当該前々年中に開始した各課税期間（課税事業年度）の地方法人税の全てについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当することは要しない。</u></p> <p><u>(通則法第 66 条第 8 項の調査通知に関する留意事項)</u></p>	<p><u>(通則法第 66 条第 7 項の調査通知に関する留意事項)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>7</u> 第1の4の取扱いは、調査通知を行う場合の通則法第66条第8項の規定の適用について準用する。</p> <p>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</p> <p><u>8</u> 通則法第66条の規定による無申告加算税を課す場合には、次の点に留意する。</p> <p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められた場合又は同条第9項の規定の適用があった場合において、当該申告について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正により納付することとなる税額については無申告加算税を課さないで通則法第65条の規定による過少申告加算税を課す。</p> <p>(2) 通則法第66条第7項において準用する通則法第65条第5項第1号に定める正当な理由があると認められる事実は、第1の3に<u>掲げる</u>ような事実とする。</p>	<p><u>4</u> 第1の4の取扱いは、調査通知を行う場合の通則法第66条第7項の規定の適用について準用する。</p> <p>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</p> <p><u>5</u> 通則法第66条の規定による無申告加算税を課す場合には、次の点に留意する。</p> <p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められた場合又は同条第8項の規定の適用があった場合において、当該申告について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正により納付することとなる税額については無申告加算税を課さないで通則法第65条の規定による過少申告加算税を課す。</p> <p>(2) 通則法第66条第6項において準用する通則法第65条第5項第1号に定める正当な理由があると認められる事実は、第1の3に<u>定める</u>ような事実とする。</p> <p><u>(3) 通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第66条第5項に規定する「無申告加算税(…)</u>又は重加算税(……)を課されたことがあるとき」に該当しない。</p> <p><u>(4) 通則法第66条第5項の規定の適用上、被合併法人の各課税事業年度の地方法人税について課された同項に規定する無申告加算税等(以下(4)及び(5)において「無申告加算税等」という。)は、合併法人の行為に基因すると認められる場合に限り、当該合併法人について無申告加算税等が課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p>また、連結納税の承認を取り消され又は連結納税の適用の取りやめの承認を受ける前の各課税事業年度の地方法人税について無申告加算税等を課されていた場合には、<u>連結親法人であった法人について無申告加算税等を課さ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) (省 略)</p> <p>第3 過少申告加算税及び無申告加算税の計算 (累積増差税額等に含まれない税額)</p> <p>1 通則法第 65 条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第6項の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとし、<u>通則法第 66 条第4項</u>に規定する累積納付税額には、<u>同条第8項</u>の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p>(注) 通則法第 65 条第6項の規定の適用がある修正申告書又は<u>通則法第 66 条第8項</u>の規定の適用がある期限後申告書若しくは修正申告書において、第1の4(3)の取扱いによって、調査通知がある前に行われたものとして取り扱われないものが含まれる場合は、これに対応する納付すべき税額は、それぞれ通則法第 65 条第3項第1号に規定する累積増差税額又は<u>通則法第 66 条第4項</u>に規定する累積納付税額に含まれることに留意する。</p> <p>(過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)</p> <p>2 過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合において、<u>通則法第 65 条第5項第1号</u> (<u>通則法第 66 条第7項</u>において準用する場合を含む。)の規定により控除すべきものとして国税通則法施行令 (以下「通則令」という。)第27条第2項第1号に規定する正当な理由があると認められる事実 (以下「正当事実」という。)のみに基づいて更正、決定、修正申告</p>	<p><u>れたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p>(注) <u>無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合には、分割承継法人について無申告加算税等を課されたことがあるときには該当しない。</u></p> <p>(5) (同 左)</p> <p>第3 過少申告加算税及び無申告加算税の計算 (累積増差税額等に含まれない税額)</p> <p>1 通則法第 65 条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第6項の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとし、<u>通則法第 66 条第3項</u>に規定する累積納付税額には、<u>同条第7項</u>の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p>(注) 通則法第 65 条第6項の規定の適用がある修正申告書又は<u>通則法第 66 条第7項</u>の規定の適用がある期限後申告書若しくは修正申告書において、第1の4(3)の取扱いによって、調査通知がある前に行われたものとして取り扱われないものが含まれる場合は、これに対応する納付すべき税額は、それぞれ通則法第 65 条第3項第1号に規定する累積増差税額又は<u>通則法第 66 条第3項</u>に規定する累積納付税額に含まれることに留意する。</p> <p>(過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)</p> <p>2 過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合において、<u>通則法第 65 条第5項第1号</u> (<u>通則法第 66 条第6項</u>において準用する場合を含む。)の規定により控除すべきものとして国税通則法施行令 (以下「通則令」という。)第27条第2項第1号に規定する正当な理由があると認められる事実 (以下「正当事実」という。)のみに基づいて更正、決定、修正申</p>

改 正 後	改 正 前
<p>又は期限後申告（以下「更正等」という。）があったものとした場合の税額の基礎となる基準法人税額は、当該正当事実のみに基づいて更正等があったものとした場合の所得金額又は連結所得金額により計算する。</p> <p>（注） 正当事実のみに基づいて更正等があったものとした場合の所得金額又は連結所得金額の計算については、<u>法人税過少等指針</u>の第3の2及び<u>連結法人税過少等指針</u>の第3の2による。</p> <p><u>（通則法第 66 条第 3 項の規定の適用の有無を判定するための加算後累積納付税額の計算）</u></p> <p><u>3 通則法第 66 条第 3 項の規定により加算後累積納付税額から控除すべきものとして通則令第 27 条第 6 項に規定する納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実（以下「帰責性のない事実」という。）のみに基づいて通則法第 66 条第 1 項各号に規定する申告、更正又は決定（以下「申告等」という。）があったものとした場合の税額の計算の基礎となる基準法人税額は、当該帰責性のない事実のみに基づいて申告等があったものとした場合の所得金額により計算する。</u></p> <p><u>（注） 帰責性のない事実のみに基づいて申告等があったものとした場合の所得金額の計算については、法人税過少等指針の第 3 の 4 による。</u></p> <p>（修正申告書又は期限後申告書の提出が調査通知後に行われた場合の留意事項）</p> <p><u>4 第 1 の 4 (3)②又は③ただし書の取扱い（第 2 の 7 において準用する場合を含む。）を行う場合において、過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算するときは、<u>法人税過少等指針</u>の第 3 の 5 及び<u>連結法人税過少</u></u></p>	<p>告又は期限後申告（以下「更正等」という。）があったものとした場合の税額の基礎となる基準法人税額は、当該正当事実のみに基づいて更正等があったものとした場合の所得金額又は連結所得金額により計算する。</p> <p>（注） 正当事実のみに基づいて更正等があったものとした場合の所得金額又は連結所得金額の計算については、平成 12 年 7 月 3 日付課法 2—9 ほか 3 課共同「<u>法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて</u>」（<u>事務運営指針</u>）の第 3 の 2 及び平成 16 年 3 月 26 日付課法 2—7 ほか 3 課共同「<u>連結法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて</u>」（<u>事務運営指針</u>）の第 3 の 2 による。</p> <p>（新 設）</p> <p>（修正申告書又は期限後申告書の提出が調査通知後に行われた場合の留意事項）</p> <p><u>3 第 1 の 4 (3)②又は③ただし書の取扱い（第 2 の 4 において準用する場合を含む。）を行う場合において、過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算するときは、平成 12 年 7 月 3 日付課法 2—9 ほか 3 課共同「法</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>等指針の第3の4による。</u></p> <p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少申告加算税又は無申告加算税の計算)</p> <p>5 (省 略)</p> <p><u>(通則法第66条第3項の規定による無申告加算税額の計算)</u></p> <p>6 <u>通則法第66条第3項各号に掲げる税額は、通則法第118条第3項の「その計算の基礎となる税額」に該当するのであるから、通則法第66条第3項の規定により無申告加算税の額を計算する場合において、同項各号に掲げる税額に区分された加算後累積納付税額若しくは累積納付税額のそれぞれの税額に1万円未満の端数があるとき又はこれらの税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算することに留意する。</u></p> <p>第4 重加算税の取扱い</p> <p>(法人税に不正事実がある場合)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>(通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>2 第2の6及び8(3)の取扱いについては、通則法第68条第4項の規定の適用に当たり、<u>同項第1号に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがある場合」又は同項第2号に規定する「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合」</u></p>	<p><u>人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」(事務運営指針)の第3の4及び平成16年3月26日付課法2—7ほか3課共同「連結法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」(事務運営指針)の第3の4による。</u></p> <p>(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少申告加算税又は無申告加算税の計算)</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>第4 重加算税の取扱い</p> <p>(法人税に不正事実がある場合)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>(通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>2 第2の5(3)から(5)までの取扱いについては、通則法第68条第4項の規定の適用に当たり、<u>同項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」</u>について準用する。</p>

改 正 後	改 正 前
について準用する。	